

第5節 地球温暖化対策の推進に関する法律

1. 経 緯

平成 10 年 10 月 9 日に公布され、平成 11 年 4 月 8 日に全面施行された。

2. 概 要（地球温暖化対策推進法の 5 つのポイント）

- (1) 専ら温暖化防止を目的とする我が国初めての法制度である。「排出自由」の考え方を改め、国、地方公共団体、事業者、国民の全ての主体の役割を明らかにする。6 %削減目標を達成するための将来の対策にとって欠かせない「土台」を用意している。

ア. 国

国は、環境の監視等を行うとともに、総合的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する。温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進するとともに、関係のある施策において排出抑制等を行うよう配意する。自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じ、また、地方公共団体、事業者及び国民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言を行う等の措置を講ずる。さらに、調査研究、国際協力を行う。

政府は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための計画を策定し、公表する。また、その実施状況も公表する。

イ. 地方公共団体

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する。また、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者及び国民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供を行う等の措置を講ずる。

地方公共団体は、基本方針に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（実行計画）を策定し、公表する。また、その実施状況も公表する。

ウ. 事業者

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力する。

相当量の温室効果ガスを排出する事業者は、基本方針の定めるところに留意して、単独に又は共同して、上記措置に関する計画を策定し、これを公表するよう努めるとともに、計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

エ. 国民

国民は、その日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(2) 6つの温室効果ガスの全てを対象にした取組を促進する。二酸化炭素の対策としても、省エネ以外の取組も含めて広く対策を促進する。特に、事業者については、他の者の取組に寄与する措置（製品開発等）をも促す。

(3) 国、地方はもちろん、相当量を排出する事業者についても、計画づくりやその実施状況の公共を促す。これにより、国民に開かれた形での計画的な取組を広く促す。

(4) 全国共通的な取組だけでなく、地方の実情に応じたきめ細かな対策を推進する。このため、地方公共団体に対しても、地球的問題に関してその責任の範囲内で過可能な役割を発揮するように求める。

(5) 国民が行う温暖化防止のための行動を進めやすくし、効果的にするための仕組みを設ける。

ア．地球温暖化防止活動推進員：都道府県知事は、住民に対しきめ細かな啓発活動、助言等を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

イ．地球温暖化防止活動センター：国民に対する普及啓発活動を効果的に推進するため、国・都道府県が地球温暖化防止活動推進センターを指定し、同センターにおいて啓発・広報、照会・相談、生活で用いる製品等に関する情報提供、実例に即した排出実態調査等を行う。

3. 地球温暖化対策に関する基本方針

地球温暖化防止対策の推進に関する法律第7条第1項では、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、また、国、地方自治体、事業者、国民の各主体の措置に関する基本的事項について明確にするため、「地球温暖化対策に関する基本方針」を定めることとされている（詳細後述）。

4. 施行状況

法律の施行状況は、以下のとおり。

(1) 国の実行計画の策定【法第7条第2項第3号】

未策定。平成12年度中の閣議決定を目指し調整中。

(2) 地方公共団体の実行計画の策定状況【法第8条第1項】

平成12年10月1日現在の策定状況を調査した結果は、次のとおり。

①都道府県

ア 策定済み……20/47

北海道、青森県、岩手県、福島県、栃木県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、和歌山県、大阪府、島根県、広島県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県

イ 平成12年度に策定予定……27/47

②市町村

ア 策定済み……75/3, 245

イ 平成12年度に策定予定……873/3, 245

ウ 平成13年度以降に策定予定……2, 297/3, 245

(3) 事業者の計画の策定状況【法第9条】

温室効果ガスの相当程度排出している事業者を対象に策定状況調査を12月に実施。来年1月を目途に調査結果のとりまとめを行う予定。

(4) 排出係数の政令制定【法第2条第5項、令第3条】

温室効果ガス排出量算定方法検討会（座長：茅陽一慶應義塾大学教授）にて検討を行い、9月に最終とりまとめを行ったところ。

来年1月末を目途に制定すべく作業中。

(5) 全国・都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定状況【法11条、第12条】

①全国 指定済み (財) 日本環境協会

②都道府県

ア 策定済み 6/47

北海道 (財) 北海道環境財団

宮城県 (財) みやぎ・環境とくらし・ネットワーク

岐阜県 (財) 岐阜県公衆衛生検査センター

滋賀県 (財) 淡海環境保全財団

兵庫県 (財) ひょうご環境創造協会

広島県 (財) 広島県環境保健協会

イ 平成12年度に指定予定……4/47

ウ 平成13年以降に指定予定 33/47

エ 指定の予定なし 4/47

(6) 都道府県地球温暖化防止活動推進員の委嘱状況【法第10条】

ア 委嘱済み 9/47

神奈川県、新潟県、福井県、滋賀県、兵庫県、山口県、熊本県、大分県、宮崎県

イ 平成12年度に委嘱予定……8/47

ウ 平成13年度以降に委嘱予定……29/47

エ 委嘱の予定なし……1/47